

弘前市建設工事最低制限価格制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格(予定価格(消費税及び地方消費税を含む(以下「税込」という。))の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。)を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で、予定価格(税込)が2,000,000円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く(以下「税抜き」という。))の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、算定された合計額(税抜き)を予定価格(税抜き)で除して得た割合が100分の75に満たない場合は、100分の75を予定価格(税抜き)に乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格は、予定価格(税抜き)に100分の75から100分の100の範囲内で定める割合を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 第1項各号の額、同項各号の額の合計額に100分の110を乗じて得た額、予定価格(税抜き)に100分の75を乗じて得た額及び当該額に100分の110を乗じて得た額並びに前項の算出額及び当該額に100分の110を乗じて得た額において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者(一般競争入札のうち、入札後に入札参加資格の有無を審査する入札については、落札候補者)とする。

(入札執行回数)

第6条 一般競争入札を実施する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とする。ただし、予定価格を入札後に公表する案件で、落札者若しくは落札候補者がいない場合に限り2回まで行うことができるものとする。

2 指名競争入札を実施する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とする。ただし、次の各号に掲げる場合に限り3回まで行うものとする。

(1) 予定価格を入札前に公表する案件で、最低制限価格を下回る価格による申込みをした者が2者以上あり、かつ、落札者がいない場合

(2) 予定価格を入札後に公表する案件で、入札辞退者を除いた入札参加者が2者以上あり、かつ落札者がいない場合

(最低制限価格の周知)

第7条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第8条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月15日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。ただし、平成31年9月30日までに工事を完成し目的物等の引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和２年８月１日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和７年７月１日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。